

第13号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月10日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「901,100円」を「909,200円」に改め、同表副議長の項中「763,500円」を「770,400円」に改め、同表委員長の項中「654,200円」を「660,100円」に改め、同表副委員長の項中「624,700円」を「630,300円」に改め、同表上記以外の議員の項中「594,800円」を「600,200円」に改める。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の211」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。